
資料編

1 長岡京市地域健康福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 長岡京市における健康福祉に関する課題を明らかにし、課題解決の方向性や取り組み等について、市民の参加を得ながら協働して総合的に推進するため、長岡京市地域健康福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 健康福祉分野にかかる行政施策の実施に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉全般にかかる取り組みに関すること。
- (3) 福祉関係分野の総合的な推進方策に関すること。
- (4) 地域福祉の推進を図るための調査研究に関すること。
- (5) その他、市民の健康や福祉の充実に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 推進委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 推進委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 健康福祉サービスの利用者
- (3) 健康福祉サービスの提供者
- (4) 関係機関及び各種関係団体の構成員
- (5) 市民公募による者
- (6) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務等)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 推進委員会に、次の各号に掲げる部会を置き、次の協議事項を処理することができる。

- (1) 健康づくり部会

- (2) 児童福祉部会
 - (3) 障害福祉部会
 - (4) 高齢福祉部会
- 2 前項各号に属すべき部会員は、推進委員会の委員の中から委員長が指名する者と新たに選任する者を、市長が委嘱する。新たに選任する者は、推進委員の選出区分を勘案して決定する。
 - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する部会員の互選により選任する。
 - 4 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
 - 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 推進委員会は、部会の協議をもって推進委員会の処理とすることができる。

(部会の協議事項)

第6条 前条に規定する部会の協議事項は、次のとおりとする。

健康づくり部会

- (1) 市民の健康づくり施策の推進に関すること。
- (2) 保健計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 市民の健康づくりの推進を図るための調査研究に関すること。
- (4) その他、地域の健康づくり推進に必要な事項に関すること。

児童福祉部会

- (1) 子育て支援施策の推進に関すること。
- (2) 地域行動計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 子育て支援施策の推進を図るための調査研究に関すること。
- (4) その他、児童福祉施策に必要な事項に関すること。

障害福祉部会

- (1) 障害福祉施策の推進に関すること。
- (2) 障害者(児)福祉基本計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 障害者福祉の推進を図るための調査研究に関すること。
- (4) その他、障害者福祉施策に必要な事項に関すること。

高齢福祉部会

- (1) 高齢者福祉施策の推進に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進並びに進行管理に関すること。
- (3) 高齢者福祉及び介護保険事業の推進を図るための調査研究に関すること。
- (4) その他、高齢者対策に必要な事項に関すること。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる部会にかかるものについては、それぞれ当該各号に定める課において処理する。

- (1) 健康づくり部会 健康福祉部健康推進課

- (2) 児童福祉部会 健康福祉部児童福祉課
- (3) 障害福祉部会 健康福祉部障害福祉課
- (4) 高齢福祉部会 健康福祉部高齢介護課

(会議)

第 8 条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 推進委員会の会議には、必要に応じて委員以外のものを出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 前 2 項の規定は、部会の会議に準用する。この場合において「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条、第 6 条、第 7 条及び第 8 条第 3 項の改正規定は、長岡京市健康づくり推進協議会設置要綱、長岡京市児童育成推進協議会設置要綱、長岡京市障害者（児）福祉基本計画推進委員会設置要綱及び長岡京市高齢者対策推進会議設置要綱の廃止時から適用する。
- 3 この要綱の施行後最初に選任される委員及び部会員の任期は、第 3 条第 3 項の規定に関わらず、平成 16 年 3 月 31 日までとする。

2 長岡京市地域健康福祉推進委員会児童福祉部会委員

(敬称略・順不同)

役 職	氏 名	所 属 団 体
会 長	安 藤 和 彦	京都文教短期大学
委 員	安 藤 ル リ 子	乙訓医師会
	工 藤 充 子	NPO団体
	三 代 潤 子	主任児童委員連絡会
	森 脇 キヨノ	民間保育園長会
	天 木 米 子	社会福祉協議会
	室 園 芳 宏	公立保育所保護者会連合会
	山 科 和喜子	友愛印刷運営委員会
	大 橋 安 浩	育友会連絡協議会
	田 村 俊 次	小中学校長会（長法寺小学校）
	大久保 敏 夫	私立幼稚園園長会
	古 賀 佳 子	乙訓私立幼稚園PTA連合会
	澤田石 一 之	留守家庭児童会保護者会連合会
	三 田 喜 義	連合乙訓（日本輸送機労働組合）
	富 岡 友 美	市民委員
	橋 本 イツ子	市民委員
川 又 保 子	長岡京市女性の会	
川 畑 隆	京都府京都児童相談所	
小 川 史 顕	京都府乙訓保健所	

3 長岡京市地域健康福祉推進作業部会設置要綱

(設置)

第1条 児童、障害者、高齢者など市民一人ひとりが地域の中で安心していきいきと暮らせる社会をめざし、健康福祉に関する総合的かつ機能的な施策の検討及び推進を図るため、長岡京市地域健康福祉推進作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 長岡京市地域健康福祉計画の策定に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉分野の総合的推進に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 部会は、部長、副部長及び部員をもって組織する。

- 2 部長は健康福祉部長を、副部長は健康推進課長及び社会福祉課長をもって充てる。
- 3 部員は次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 別表に掲げる関係各課の係長級以上の職員
 - (2) 所属部長が推薦する者

(部長及び副部長の職務等)

第4条 部長は部会を代表し、会務を総括する。

- 2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、必要に応じて部長が招集する。

(専門部会)

第6条 部長が必要と認めるときは、部会に専門的事項を分掌させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に部会長を置き、部長の指名する部員をもって充てる。
- 3 専門部会に属する部員は、部長が指名する。

(関係者の出席)

第7条 部長は、必要があると認めるときは、部会又は専門部会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 部会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において行う。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 13 年 5 月 7 日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 長岡京市障害者(児)福祉基本計画推進作業部会規程

(2) 長岡京市児童育成推進部会設置要綱

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

長岡京市地域健康福祉推進作業部会

部 名	課 名
企 画 部	政 策 推 進 課
総 務 部	総 務 課
環境経済部	環境政策推進課
健康福祉部	保 険 年 金 課 高 齢 介 護 課 児 童 福 祉 課 障 害 福 祉 課
建 設 部	都 市 計 画 課
上下水道局	
教育委員会	学 校 教 育 課 生 涯 学 習 課 青 少 年 ・ ス ポ ー ツ 課

4 長岡京市地域健康福祉推進作業部会名簿

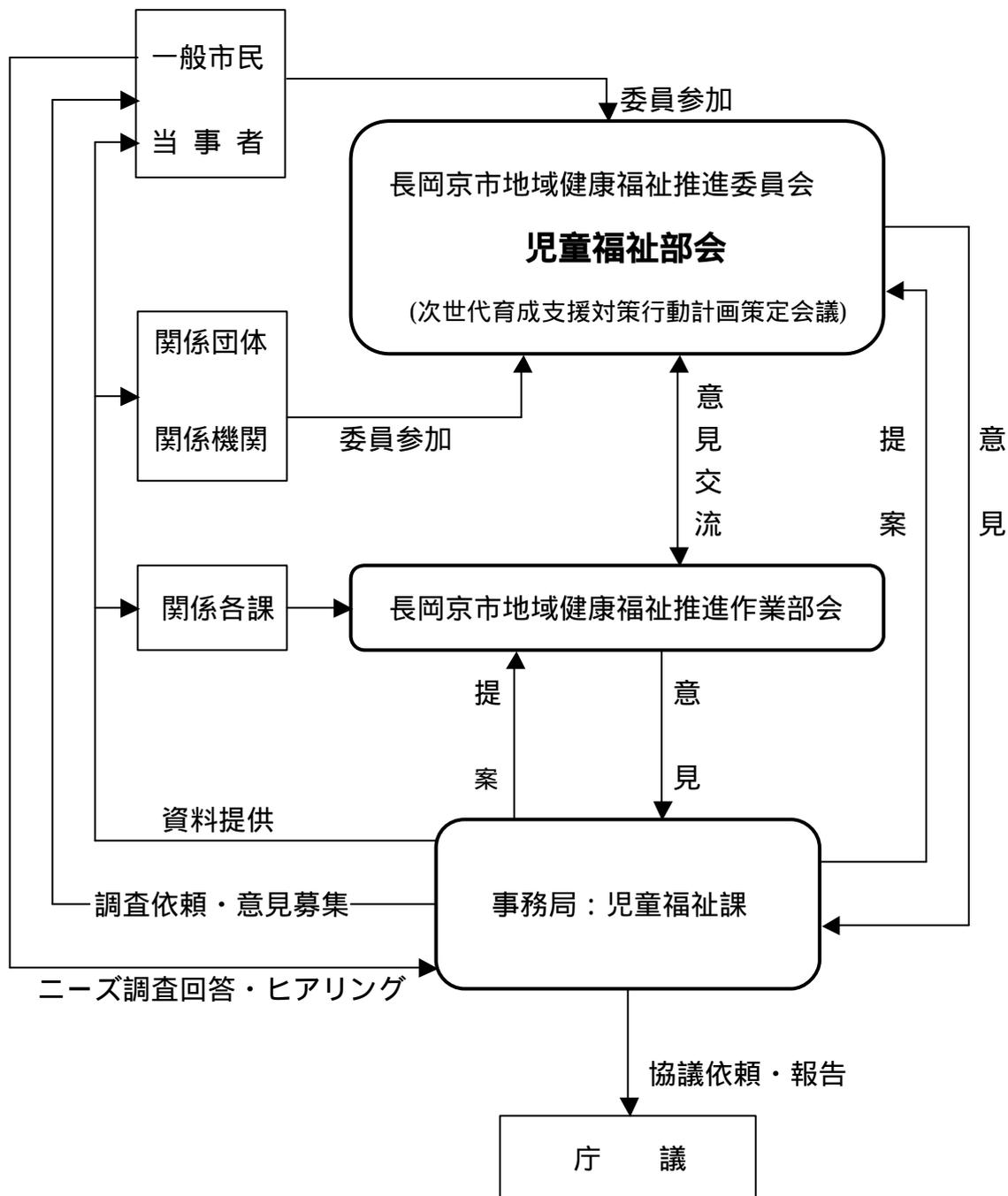
第3条第3項第1号関係

	部	課	係等	役職名	氏名
部長	健康福祉部			部長	村山 美智子
副部長	健康福祉部	健康推進課		課長	熊谷 敏
		社会福祉課		次長	山本 浩司
部員	企画部	政策推進課	政策企画担当	主幹	谷川 康信
		情報管理課	情報システム係	係長	山口 直行
	総務部	総務課	自治防災係	課長補佐	古山 哲夫
	環境経済部	環境政策推進課	環境保全係	課長補佐	長谷川 貢
		商工観光課	商工政策担当	主幹	藤田 哲二
	健康福祉部	健康推進課	管理係	課長補佐	仁科 正身
		保険年金課	国保係	課長補佐	井上 晃
		社会福祉課	地域福祉・労政係	係長	丹羽 智子
		児童福祉課		主幹	山本 豊彦
		障害福祉課	障害支援係	課長補佐	増田 繁樹
		高齢介護課	保険係	課長補佐	則武 和夫
	建設部	都市計画課	開発指導係	課長補佐	山口 隆弘
			住宅営繕係	課長補佐	金澤 清三
		都市管理課	交通対策係	係長	喜多 利和
			公園緑地係	係長	奥田 憲一
	土木課	整備係	課長補佐	山名 好治	
	上下水道局	管理課	経営健全化対策担当	課長補佐	板杉 保英
	教育委員会	総務課	女性政策係	主幹	吉川 彰一
		学校教育課	学務係	係長	松岡 裕司
		生涯学習課		課長補佐	石田 るり子
		青少年・スポーツ課	スポーツ係	係長	清水 徹
		中央公民館	総務係	課長補佐	松岡 修示

同第2号関係

	部	課	係等	役職名	氏名
部員	健康福祉部	健康推進課	保健活動担当	保健師長	向井 智子
		滝/町保育所		主査保育士	藤井 美代子
	教育委員会	北開田児童館		館長	岩崎 義典

5 計画策定の体制



6 次世代育成支援行動計画（新・健やか子どもプラン）と旧・児童育成計画（健やか子どもプラン）の施策体系比較

施策体系

区分	新	旧
基本目標	1. 子どもを生み、育てやすい環境づくり	1. 子どもを生み、育てやすい環境づくり
施策の方向	(1)親子の健やかな成長を支える母子保健・医療体制づくり (2)支援の必要な家庭や子どもの自立を支える環境づくり (3)地域で安心・安全に子育てができる環境づくり (4)子育ての経済的負担の軽減	(1)母子保健体制の充実 【新規】 (2)子育て環境の整備 (3)子育ての経済的負担の軽減
基本目標	2. 子育てと仕事を両立できる環境づくり	2. 子育てと仕事を両立できる環境づくり
施策の方向	(1)多様なニーズに対応した保育サービスの推進 (2)男女が共に子育てと仕事を両立しやすい労働環境の推進 (3)男女が共同し取り組む子育ての推進	(1)多様な保育サービスの提供 (2)子育てしやすい労働環境の整備 (3)男女共同参画社会の促進
基本目標	3. 地域で支える子育ての環境づくり	3. 家庭における子育ての環境づくり
施策の方向	(1)子育てに関する相談・援助体制の充実 (2)子育てに関する情報提供の充実 (3)子育てに関する学習機会の充実	(1)子育てに関する相談・援助体制の充実 (2)子育てに関する情報の提供 (3)子育てに関する生涯学習の推進
基本目標	4. 次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくり	4. 子どもが育つ環境づくり
施策の方向	(1)子どもの人権尊重の視点に立つ環境づくり (2)子どもの個性と能力を伸ばす教育の充実 (3)子どもの社会性を育む遊び・交流の場の充実 (4)子どもの健全な成長を支援する環境の充実 (5)子どもが安心・安全に暮らせる環境の充実	(4)子どもの人権擁護 (1)教育の充実 (2)遊び・交流の場の整備 (3)児童健全育成の充実 (4)児童安全対策の推進

7 計画策定の経過

実施年月		策 定 経 過
平成 15 年	7 月	「次世代育成支援対策推進法」制定・施行
	8 月	次世代育成支援対策関係課長会議（京都府において）
平成 16 年	1 月	「次世代育成支援に関するニーズ調査」（1 / 19～2 / 9）
	3 月	「次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書」まとめ
	5 月	第 1 回地域健康福祉作業部会（5 / 13）
		第 1 回地域健康福祉推進委員会児童福祉部会（5 / 25）
		庁内各課等の関連施策・事業調べ（7 月の部会へ報告）
	7 月	広報「ながおかきょう」に次世代育成支援に関するニーズ調査結果掲載 市ホームページに児童福祉部会の会議録等を掲載（以降会議後随時更新）
		第 2 回地域健康福祉作業部会（7 / 16）
		第 2 回地域健康福祉推進委員会児童福祉部会（7 / 27）
	8 月	京都府へ目標事業量報告
	9 月	市内の子育てサークル実態調査（9 / 27～10 / 15） （対象 19 の内 16 サークル回収 11 月部会で報告）
	10 月	第 3 回地域健康福祉作業部会（10 / 28）
11 月	第 3 回地域健康福祉推進委員会児童福祉部会（11 / 2）	
平成 17 年	1 月	市民意見募集 （公共施設等 20 ヶ所ほか市ホームページで閲覧 1 / 21～2 / 10）
	2 月	広報「ながおかきょう」に意見募集掲載
		第 4 回地域健康福祉作業部会（2 / 16） （市民意見報告及び庁内関係各課の最終意見調整）
		第 4 回地域健康福祉推進委員会児童福祉部会（2 / 18） （市民意見報告及び行動計画素案最終確認）
3 月	長岡京市次世代育成支援行動計画策定	

長岡京市次世代育成支援行動計画

新・健やか子どもプラン

平成 17 年 3 月

発 行 長岡京市 健康福祉部 児童福祉課

〒617-8501 京都府長岡京市開田 1 丁目 1 番 1 号

電話 075 (951) 2121 (代表) FAX 075 (951) 7739